

令和元年度

男女共同参画基本計画  
事業実施状況報告書

始 良 市



## 始良市男女共同参画審議会意見

1. 男女共同参画社会の実現と、地域コミュニティの活動に男女共同参画の視点は欠かせない。始良市の17の校区コミュニティの地域づくりに期待します。
2. 重点的に取り組むことにもあるとおり、「政策・方針決定過程への女性の参画拡大」については、計画推進に重要な項目である。庁内推進委員会においても共通の認識としてください。
3. 新型コロナウイルス感染症の影響により、雇用環境の悪化が深刻になっているが、特に女性就業者が困難な状況に陥っている。喫緊の課題として、非正規雇用や失業者・自殺者の増加に対して、男女共同参画の視点を持って取り組んでください。

## 始良市男女共同参画推進委員会二次評価

7つの重点的に取り組むことにおいては、教育・学習の分野と健康支援の分野は高い一次評価を得た一方で、就業環境の整備・地域コミュニティづくりの推進の分野には、更に取り組みが必要と分析されるなど、課題も可視化されている。男女共同参画課は、各事業が効果的に実施されるよう情報提供し、具体的な連携方法も模索されたい。

各分野で、実施事業外に各担当部局から男女共同参画社会の形成に向けた取り組みの具体的な事例や事業報告があるなど、全庁的に男女共同参画意識の醸成が図られていると評価する。

第一次基本計画の事業実施効果等により男女共同参画基本理念が浸透しつつあるなどの好影響は継続されたい。



重点的に取り組むこと1									
固定的性別役割分担意識に基づく制度・慣行の見直しにつながる男女共同参画意識の醸成に向けた、あらゆる場における教育・学習の推進									
第3条第1項		第3条第2項		第3条第3項		第3条第4項		第3条第5項	
評価	A	評価	A	評価	A	評価	A	評価	A

重点的に取り組むこと2									
男女ともに「個人の能力発揮」が可能であり、仕事と生活の調和が図れる就業環境の整備									
第3条第1項		第3条第2項		第3条第3項		第3条第4項		第3条第5項	
評価	B	評価	B	評価	B	評価	B	評価	C

重点的に取り組むこと3									
政策・方針決定過程への女性の参画の拡大									
第3条第1項		第3条第2項		第3条第3項		第3条第4項		第3条第5項	
評価	C	評価	C	評価	C	評価	C	評価	C

重点的に取り組むこと4									
男女の人権を侵害するあらゆる形態の暴力の根絶									
第3条第1項		第3条第2項		第3条第3項		第3条第4項		第3条第5項	
評価	A	評価	A	無項目		無項目		評価	A

重点的に取り組むこと5									
「男女の人権の尊重」を踏まえる健康支援									
第3条第1項		第3条第2項		第3条第3項		第3条第4項		第3条第5項	
評価	A	評価	A	評価	A	評価	B	評価	A

重点的に取り組むこと6									
生活上の困難や課題をかかえる人々が安心して暮らせる環境の整備									
第3条第1項		第3条第2項		第3条第3項		第3条第4項		第3条第5項	
評価	A	評価	A	評価	B	評価	A	評価	A

重点的に取り組むこと7									
男女共同参画の視点に立った地域コミュニティづくりの推進									
第3条第1項		第3条第2項		第3条第3項		第3条第4項		第3条第5項	
評価	B	評価	B	評価	C	無項目		無項目	

始良市男女共同参画推進条例(抜粋)

第3条第1項 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

第3条第2項 男女共同参画の推進に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画を阻害する要因となるおそれがあることを考慮して、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

第3条第3項 男女共同参画の推進は、男女が、社会の対等な構成員として、市における施策又は事業者等における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

第3条第4項 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

第3条第5項 男女共同参画の推進は、生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利が尊重されることを旨として、行われなければならない。



重点的に取り組むこと1

固定的性別役割分担意識に基づく制度・慣行の見直しに向けた男女共同参画意識の涵養を図るあらゆる場における教育・学習の推進

取組の方向	男女共同参画施策	事業名	事業分類	業務No.	業務内容	担当課	1次評価 (各課自己評価)		施策の次元									
							1次評価	点数	男女共同参画施策			取組の方向			重点的に取り組むこと1			
							合計点数	満点数	進捗度	合計点数	満点数	進捗度	合計点数	満点数	達成率			
1)男女共同参画意識の涵養を図る広報・啓発の推進	1)男女共同参画についての市民の関心と理解を促進する広報活動の充実	男女共同参画推進事業	基本的事業	1	広報(広報紙・ポスター・パンフレット・HP・ダイアログカフェ)の充実	男女共同参画課	B	2				19	24	B	83	108	B	
		広報関係事業	男女共同参画関連事業	2	広報紙及びコミュニティFMによる情報の発信	秘書広報課	B	2										
		ホームページ管理運営事業	男女共同参画関連事業	3	始良市ホームページによる暮らし・観光・イベント情報の発信	秘書広報課	B	2	12	15	A							
		議会広報事業	男女共同参画関連事業	4	「議会だより」の発行時に男女共同参画社会の視点に立った紙面づくりに留意する。	議会議務局	A	3										
		図書館活性化事業	男女共同参画関連事業	5	館内の月替わり展示で特集を組み、関連本を展示し啓発に努める。	図書館事務局	A	3										
	2)広く市民を対象とする男女共同参画に関する学習機会の提供	男女共同参画推進事業	基本的事業	6	始良市男女共同参画推進講座の開催	男女共同参画課	B	2				5	6	A				
		男女共同参画推進事業	基本的事業	7	お届けセミナーの実施	男女共同参画課	A	3										
		3)人権に関する研修等への「男女の人権の尊重」を踏まえる視点の浸透	人権教育・啓発事業	基本的事業	8	人権に関する事業・取組の実施	男女共同参画課	B	2	2	3	B						
2)男女共同参画意識の涵養を図る広報・啓発の推進	4)児童・生徒の男女共同参画意識を醸成する人権・男女平等に関する教育・学習の充実	男女共同参画推進事業	基本的事業	9	児童・生徒に向けた男女共同参画講座の実施	男女共同参画課	A	3				13	15	A				
		人権教育推進事業	基本的事業	10	校内研修における指導、外部講師の招聘	学校教育課	A	3	9	9	A							
		青少年育成事業	男女共同参画関連事業	11	ふるさと学寮、ふるさとチャレンジャー、未来特使団、ムーミン講座	社会教育課	A	3										
	5)「個人の能力発揮」による児童・生徒の多様な選択を可能にする教育・学習の充実	学力向上・キャリア教育推進事業	基本的事業	12	キャリア教育推進協議会 管理職研修会	学校教育課	A	3	3	3	A							
		6)教職員等学校関係者の男女共同参画に関する理解の涵養を図る研修の実施等学習機会の提供	男女共同参画推進事業	基本的事業	13	お届けセミナーの実施等教職員等学校関係者への学習機会の提供・情報提供	男女共同参画課	A	3	3	3	A						
3)家庭・地域における固定的性別役割分担意識に基づく慣行の見直しにつながる教育・学習の充実	7)市民の男女共同参画意識の醸成を図る生涯学習・社会教育における「男女共同参画の視点」の浸透	生涯学習推進事業	男女共同参画関連事業	14	生涯学習講座、生涯学習フェア	社会教育課	B	2				14	18	B				
		社会教育推進事業	男女共同参画関連事業	15	あやめ学級、ゆずり葉学級、家庭教育推進事業(フェスティバル)、家庭教育学級	社会教育課	A	3				11	12	A				
		社会教育指導員設置	男女共同参画関連事業	16	専門指導員の設置及び指導援助	社会教育課	A	3										
		働く女性の家維持管理事業	男女共同参画関連事業	17	運営委員会等での情報提供及び講座等の実施	商工観光課	A	3										
	8)地域で身近に男女共同参画を進めるための講座の実施等学習機会の提供	男女共同参画推進事業	基本的事業	18	お届けセミナーの実施等学習機会の提供	男女共同参画課	B	2										
校区コミュニティ協議会支援事業		男女共同参画関連事業	19	校区コミュニティ協議会連絡会等での研修会等の実施	地域政策課	C	1	3	6	B								
9)市役所における男女共同参画意識の涵養を図る職員研修の充実、固定的性別役割分担意識に基づく制度・慣行の見直し	男女共同参画推進事業	基本的事業	20	関係課との連携による男女共同参画職員研修の実施	男女共同参画課	A	3				5	6	A	37	51	B		
		職員研修事業	基本的事業	21	市職員研修の実施	総務課	B	2										
	男女共同参画推進事業	基本的事業	22	相談業務を担う関係課・関係者への情報提供等企画調整	男女共同参画課	A	3											
	消費者行政活性化事業	男女共同参画関連事業	23	消費生活相談従事者への情報提供等	男女共同参画課	B	2											
	妊産婦等・乳幼児健康診査事業	基本的事業	24	従事者の説明会における情報提供等	健康増進課	B	2											

男女共同参画施策における基本理念への貢献度														
第3条第1項			第3条第2項			第3条第3項			第3条第4項			第3条第5項		
合計点数	満点数	進捗度	合計点数	満点数	進捗度	合計点数	満点数	進捗度	合計点数	満点数	進捗度	合計点数	満点数	進捗度
32	42	B	15	18	A	12	15	A	6	6	A	3	3	A
20	24	A	12	12	A	4	6	B	12	12	A	6	6	A
18	18	A	3	3	A	0	0	#	0	0	#	0	0	#
31	33	A	12	12	A	3	3	A	3	3	A	3	3	A
3	3	A	6	6	A	0	0	#	3	3	A	0	0	#
9	12	B	9	9	A	3	3	A	5	6	A	2	3	B
24	27	A	12	12	A	9	9	A	0	0	#	0	0	#
15	24	B	11	12	A	4	6	B	5	6	A	2	3	B
23	27	A	7	9	B	2	3	B	4	6	B	6	9	B



















重点的に取り組むこと6  
生活上の困難や課題をかかえる人々が安心して暮らせる環境の整備

取組の方向	男女共同参画施策	事業名	事業分類	業務No.	業務内容	1次評価 (各課自己評価)		施策の次元(行動上の配慮項目含)						男女共同参画施策における基本理念への貢献度																		
						担当課	1次評価	男女共同参画施策			取組の方向			重点的に取り組むこと6			第3条第1項			第3条第2項			第3条第3項			第3条第4項			第3条第5項			
								合計点数	満点数	進捗度	合計点数	満点数	進捗度	合計点数	満点数	進捗度	合計点数	満点数	進捗度	合計点数	満点数	進捗度	合計点数	満点数	進捗度	合計点数	満点数	進捗度				
1)複合的に困難な状況にある一人一人の生活の安定と自立に向けた男女共同参画の視点を踏まえる包括的な支援	53)ひとり親家庭等の個々の多様な状況への対応の深化を図る包括的な支援	女性相談支援事業	基本的事業	183	女性相談の充実	男女共同参画課	A	3	6	6	A	41	42	A	69	75	A	18	18	A	6	6	A	0	0	≠	6	6	A	6	6	A
		母子家庭等自立支援給付事業	基本的事業	184	母子父子家庭支援	子ども政策課	A	3										9	9	A	5	6	A	0	0	≠	3	3	A	0	0	≠
	54)障がいのある一人一人の多様な状況への対応の深化を図る包括的な支援	障害者相談員事業	男女共同参画関連事業	185	障害者相談 障害者等の相談に応じ、情報の提供及び助言等必要な支援を行う	長寿・障害福祉課	A	3	6	6	A	12	12	A	0	0	≠	3	3	A	0	0	≠									
		特別支援教育支援員配置事業	男女共同参画関連事業	186	特別支援教育支援員による個別支援・合理的配置を行う指導	学校教育課	A	3																								
	55)高齢者一人一人の多様な状況への対応の深化を図る包括的な支援	(介護) 総合相談事業	男女共同参画関連事業	187	高齢者及び家族介護者を対象とした相談支援	長寿・障害福祉課	A	3	3	3	A	12	12	A	0	0	≠	6	6	A	0	0	≠									
	56)子どもや若者一人一人の多様な状況への対応の深化を図る包括的な支援	女性相談支援事業	基本的事業	188	女性相談と関係機関との連携	男女共同参画課	A	3	12	12	A	33	33	A	11	12	A	0	0	≠	5	6	A	0	0	≠						
		家庭児童相談事業	男女共同参画関連事業	189	子ども家庭相談	子ども政策課	A	3																								
		育英奨学金制度の運用及び県や国の奨学金制度の案内・情報提供	男女共同参画関連事業	190	教育総務課	A	3																									
	57)外国人・性的少数者であること等により複合的に困難な状況にある一人一人の多様な状況に応じた包括的な支援	女性相談支援事業	基本的事業	192	女性相談の実施	男女共同参画課	A	3	6	6	A	33	39	A	6	6	A	0	0	≠	0	0	≠									
		市民相談事業	基本的事業	193	市民相談の実施と関係機関との連携	男女共同参画課	A	3																								
	58)災害により直面する複合的に困難な状況における男女の多様なニーズの違いへの対応	女性相談支援事業	基本的事業	194	災害時、避難所等において女性相談の必要性の周知	男女共同参画課	B	2	8	9	A	19	24	B	9	9	A	5	6	A	0	0	≠	2	3	B						
		避難所整備事業	基本的事業	195	女性・高齢者・障がい者・外国人等困難をかかえやすい人々に配慮した情報提供、物資の提供(災害協定を活用した)の促進をはかります。NPOやボランティア、保健師等と連携し女性相談所の設置検討を行う	危機管理課	A	3																								
防災訓練事業		男女共同参画関連事業	196	始良市地域防災計画への女性の参画拡大、始良市避難所運営マニュアル見直し時の女性の参画等を推進する	危機管理課	A	3																									
2)誰もが安心して暮らすことのできる生活基盤の充実を図る取組の推	59)一人一人の権利が尊重される生活環境の醸成に向けた、市民一人一人の男女共同参画意識の涵養を図る啓発	男女共同参画推進事業	基本的事業	197	啓発 広報(条例・基本計画の周知)	男女共同参画課	B	2	5	6	A	28	33	A	14	21	B	5	6	A	0	0	≠	5	6	A	2	3	B			
		市民相談事業	男女共同参画関連事業	198	啓発 広報	男女共同参画課	A	3																								
	60)子育て・介護に係る困難を包括的に支える基盤整備	子どものジョブスタイ事業	男女共同参画関連事業	199	子ども家庭相談	子ども政策課	A	3	15	18	A	48	57	A	12	15	A	0	0	≠	15	15	A	0	0	≠						
		利用者支援事業	男女共同参画関連事業	200	病児・病後児保育	子育て支援課	D	0																								
		生活困窮者自立支援事業(学習生活支援)(相談支援)	男女共同参画関連事業	201	(社協) マナビバ (社協) 自立相談支援センター	社会福祉課	A	3																								
相談支援事業	男女共同参画関連事業	202	関係機関とのネットワークの構築	長寿・障害福祉課	A	3																										



